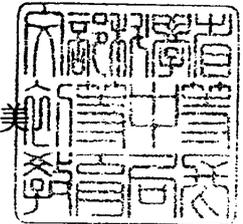


各都道府県・政令指定都市教育委員会 殿

文部科学省初等中等教育局長

銭谷真美



(印影印刷)

学校教育法施行令第8条に基づく就学に関する事務の適正化等について（通知）

小学校又は中学校が2校以上ある市町村の教育委員会における就学予定者が就学すべき学校の指定等については、これまでも通知等で適切な取扱いをお願いしているところですが、昨年12月に、別添1のとおり閣議において、別添2の「規制改革・民間開放推進のための第3次答申」に示された「具体的施策」を最大限尊重し、所要の施策に速やかに取り組むことが決定されています。

については、就学に関する事務について、下記事項に留意の上、適正に行われるようお願いいたします。

また、各都道府県教育委員会においては、域内の市町村教育委員会に対して、このことを周知し、就学に関する事務の適正化が図られるよう改めて指導の徹底をお願いいたします。

記

- 1 就学校の変更に係る要件及び手続きの公表について（学校教育法施行規則第33条関係）  
市町村の教育委員会は、その指定した小学校又は中学校を変更することができる場合の要件及び手続きに関し必要な事項を定め、公表するものであること。  
上記事項について公表が行われていない市町村の教育委員会においては、速やかに必要な事項を定め、公表すること。
- 2 就学校指定通知における保護者の申立ができる旨の明示について（学校教育法施行規則第32条第2項関係）  
入学予定者に対して行われる就学指定通知（学校教育法施行令第5条第2項）において、その指定の変更についての保護者の申立ができる旨を示すこととされていること（学校教育法施行規則第32条第2項）。  
就学指定通知の中に上記事項が示されていない市町村の教育委員会においては、今後の当該通知において就学校の指定の変更についての保護者の申立ができる旨を示すこと。

3 学校教育法施行令第8条に規定する就学校の変更を相当と認める具体的な事由について  
学校教育法施行令第8条においては、市町村教育委員会において、「相当と認めるとき」は、就学校の指定の変更を行うことができることとされている。この「相当と認めるとき」の具体的な事由については、平成18年3月30日付け文部科学省初等中等教育局長通知（17文科初第1138号）や平成18年3月に作成し配布した「公立小学校・中学校における学校選択制等についての事例集」に以下の事項が盛り込まれているので、このことに留意すること。

① 上記通知や上記事例集において言及されている「いじめへの対応、通学の利便性などの地理的な理由、部活動等学校独自の活動等」については、文部科学省としては、単なる事例ではなく、どの市町村においても就学校の変更が認められてよい理由として示したものであること。

② このことは、学校教育法施行令第8条で「市町村教育委員会は、」「相当と認めるときは、保護者の申立により、その指定した小学校又は中学校を変更することができる」と規定されており、就学校の変更に係る最終的な判断は市町村の教育委員会が行うものであることを踏まえたものであること。

#### 4 学年途中における就学校の変更について

学年途中において保護者が就学校の変更を求めた場合においても、市町村の教育委員会は、相当と認めるときは、就学校の変更を適切に行うこと。

#### 5 「いじめへの対応」を理由とした就学校変更の申立について

いじめへの対応について、市町村の教育委員会においては、新入学時であるか学年の途中であるかにかかわらず、当該保護者から自発的に変更の申立があるなど深刻ないじめの場合には、時機を逸することなく十分配慮すること。

また、学校や教育委員会において、いじめられる児童生徒に対して就学校の変更を強いるような運用がなされることのないよう留意すること。

#### 6 就学に関する事務・制度の趣旨の保護者への徹底について

市町村の教育委員会においては、上記3を踏まえ、就学校の変更を相当と認める具体的な事由の内容や考え方など、この制度の趣旨が保護者に対して確実に周知されるよう努めること。

#### 【参照条文】

○ 学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）

（就学すべき学校の指定）

第5条（略）

2 市町村の教育委員会は、当該市町村の設置する小学校または中学校が2校以上ある場合においては、前項の通知（入学期日の通知）において当該就学予定者の就学すべき小学校又は中学校を指定しなければならない。

(就学すべき学校の変更)

第8条 市町村の教育委員会は、第5条第2項の場合において、相当と認めるときは、保護者の申立により、その指定した小学校又は中学校を変更することができる。この場合においては、すみやかに、その保護者及び前条の通知をした小学校又は中学校の校長に対し、その旨を通知するとともに、新たに指定した小学校又は中学校の校長に対し、同条の通知をしなければならない。

○ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）

第32条 (略)

2 市町村の教育委員会は、学校教育法施行令第5条第2項の規定による就学校の指定に係る通知において、その指定の変更についての同令第8条に規定する保護者の申立ができる旨を示すものとする。

第33条 市町村の教育委員会は、学校教育法施行令第8条の規定により、その指定した小学校又は中学校を変更することができる場合の要件及び手続に関し必要な事項を定め、これを公表するものとする。

規制改革・民間開放推進会議の「規制改革・民間開放の推進に関する第3次答申」に関する対処方針について

〔平成18年12月26日〕  
閣 議 決 定

規制改革・民間開放推進会議の「規制改革・民間開放の推進に関する第3次答申」（平成18年12月25日）に示された「具体的施策」を最大限に尊重し、所要の施策に速やかに取り組むとともに、平成19年度以降の規制改革推進のための新たな3か年計画を策定する。

## 規制改革・民間開放の推進に関する第3次答申

(抜粋)

平成18年12月25日  
規制改革・民間開放推進会議

### Ⅲ. 各分野における具体的な規制改革

#### 9. 教育・研究分野

##### (1) 学校選択の普及促進、教員評価・学校評価制度の確立等

###### ① 学校選択の普及促進等

###### ア 相当と認められる就学校の変更理由

#### 【問題意識】

当会議としては、学校選択を国民に与えられるべき権利の一つとして捉えており、「市町村の教育委員会は、(中略) 就学すべき小学校又は中学校を指定する場合には、あらかじめ、その保護者の意見を聴取することができる。(後略)」とされている学校教育法施行規則第32条を改正し、保護者の意見を必ず聴くことを原則とすべきであると考え。当会議の「規制改革・民間開放の推進に関する第2次答申」(平成17年12月21日)(以下「第2次答申」という。)においては、このような仕組みの実現を提言するまでには至らなかったものの、就学校指定後の保護者による学校の変更の申立に関して「いじめへの対応、通学の利便性などの地理的な理由、部活動等学校独自の活動等、変更の理由として相当と認められるものについて、具体的な場合を予め明確にして公表するよう、国としてもその具体的な場合の例を示しつつ、各市町村教育委員会に求める」ことを提言した。これを受け、文部科学省からは、「公立小学校・中学校における学校選択制等についての事例集」が都道府県教育委員会を通じて全国すべての市町村教育委員会に送

付されるとともに、就学校指定通知後の学校の変更の申立について、就学校の指定に係る通知の際に変更の申立ができる旨を記載するように学校教育法施行規則が改正され、併せて関連通知が平成18年3月30日付けで発出された。さらに、同通知に示された「いじめへの対応、通学の利便性などの地理的な理由、部活動等学校独自の活動等」については、文部科学省としては、単なる事例ではなく、どの市町村においても認められてよい理由として示したものである旨が平成18年6月26日付け文部科学省文書にて明示された。ところが、これらの内容がすべての地方公共団体において確実に理解されているとは言い難い状況にある。

内閣府が今般実施した「教育委員会アンケート」<sup>1</sup>によれば、上記の3つの理由（いじめへの対応、通学の利便性などの地理的な理由、部活動等学校独自の活動等）で保護者から入学時及び在学中に変更の申立があった場合に拒否することがありうるかどうかを尋ねたところ、「ありうる」と回答した市区教育委員会は、55.8%（入学時）、56.6%（在校中）に達した。この現状を踏まえ、以下の措置を早急に講じる必要がある。

## 【具体的施策】

いじめへの対応、通学の利便性などの地理的な理由、部活動等学校独自の活動等の少なくとも3つの理由については、単なる事例の例示ではなく、どの市町村においても就学校の変更が認められてよい理由である旨が法令所管省庁である文部科学省から示されている以上、当該趣旨が重く受け止められることとなるよう、引き続き市町村教育委員会に対して周知徹底すべきである。併せて、当該制度の趣旨が保護者に対して確実に周知されるようにすべきである。また、学年途中において保護者が就学校の変更を求めた場合においても、就学校の変更を適切に行うよう引き続き市町村教育委員会に対して周知徹底すべきである。【平成18年度中に措置】

さらに、必要に応じて各地方公共団体の取組を調査し公表すべきである。【平成19年度以降逐次実施】

特に、いじめへの対応については、新入学時であるか学年の途中であるかにかかわらず、当該保護者から自発的に変更の申立があるなど深刻ないじめの場合に

<sup>1</sup> 「学校選択」、「学校・教員の評価」及び「教員の免許・採用」等に関する実態をフォローアップするため、都道府県教育委員会、市区教育委員会、学校法人及び保護者を対象とするアンケートを内閣府として実施。調査期間は平成18年10月24日～11月7日。同年11月27日に公表。本答申においては、「教育委員会アンケート」、「学校法人アンケート」及び「保護者アンケート」と表記する。

は、時機を逸することなく十分配慮するよう市町村の教育委員会を促すべきである。加えて、被害者に対して就学校の変更を強いるような運用が学校現場でなされることのないよう、運用には十分に留意すべきである。【平成 18 年度中に措置】

## イ 就学指定の変更の要件及び手続の公表

### 【問題意識】

学校教育法施行規則第 33 条において、「市町村の教育委員会は、学校教育法施行令第 8 条の規定により、その指定した小学校又は中学校を変更することができる場合の要件及び手続に関し必要な事項を定め、これを公表するものとする」とされているが、内閣府「教育委員会アンケート」(平成 18 年 11 月 27 日)によると、平成 18 年 4 月以降の公表状況について、「既に必要な事項を公表した」と回答した市区教育委員会は 32.3%に止まっている。また、「すでに公表方法など必要な事項を想定しているが、公表はこれから(時期は未定)」との回答は 42.5%、「公表方法など必要な事項を想定していないし、公表する予定はない」と法令を無視する回答が 14.6%に達した。当該法令を遵守している市区教育委員会が 3分の 1 にも満たない状況は極めて由々しい事態であり、法令を所管している文部科学省は上記のような公的教育機関における違法の放置という状況を直ちに是正する責務がある。

### 【具体的施策】

法令を所管している文部科学省は上記のような、公的教育機関において違法が放置されている状況を直ちに是正する責務があり、指定した小学校又は中学校を変更することができる場合の要件及び手続をいまだ公表をしていない、対象となるすべての市町村教育委員会において、平成 20 年度入学者向けの就学校指定通知が送付されるまで指定校の変更に関する必要な要件・手続を定め、その公表が完了することにより、学校教育法施行規則第 33 条の規定が完全に遵守されることとなるよう、是正のための指導を行うべきである。【平成 18 年度中に措置】

併せて、各市町村教育委員会が相当と認める具体的な就学校の変更に関する必要な要件及び手続の公表状況について、必要に応じてその取組を調査し、公表すべきである【平成 19 年度以降逐次実施】